

○草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

平成4年10月14日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める障害の程度の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次条に定める障害の程度の状態にあるときを除く。

(平22規則38・一部改正)

(条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(平10規則33・平24規則46―2・平25規則52・一部改正)

(条例第2条第5項の規則で定める社会保険各法)

第6条 条例第2条第5項に規定する規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(平9規則28・平10規則32・平13規則55・一部改正)

(条例第3条第3項第3号の規則で定める施設)

第7条 条例第3条第3項第3号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
- (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を国又は地方公共団体において負担している施設

(平10規則4・平11規則15・平18規則46・平18規則69・平20規則7・平21規則7・平22規則38・一部改正)

(条例第3条第3項第5号の規則で定める医療費支給事業)

第8条 条例第3条第3項第5号に規定する規則で定める医療費支給事業は、草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和51年条例第9号）に基づく医療費支給事業とする。

(令4規則32・全改)

(条例第4条第1項の規則で定める額)

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に規定する児童であつて、かつ、父又は母が

ないもの

- (2) 第5条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第5条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

(平24規則46—2・一部改正)

(条例第4条第1項の所得の範囲)

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、申請日の前年の所得（1月から6月までに申請するものについては、申請日の前々年の所得とし、条例第8条第2項の規定により申請する場合は、対象となる年の前々年の所得とする。以下同じ。）のうち次に掲げる所得とする。

- (1) 地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）
- (2) 条例第3条第1項第1号に規定する母の場合にあつてその監護する児童の父、又は同号に規定する父の場合にあつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。）
- (3) 条例第3条第1項第1号に規定する児童が、同号に規定する母の場合にあつてその監護する児童の父から、又は同号に規定する父の場合にあつてその監護し、生計を同じくする児童の母から受ける養育費所得は、前号で規定する父又は母の所得とみなす。

(平13規則55・平14規則39・平15規則38・平22規則38・平26

規則 33・一部改正)

(条例第4条第1項の所得の額の計算方法)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額及び同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から80,000円を

控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額から控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となる障害者1人につき、270,000円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母を除く。） 270,000円

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。） 350,000円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 270,000円

(6) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額

（平8規則27・平10規則33・平11規則38・平14規則39・平15規則38・平19規則20—3・平22規則38・平26規則33・平30規則28—2・令3規則19・一部改正）

（条例第4条第2項の規則で定める特例）

第12条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条に規定するひとり親家庭等医療費（以下この条において「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しない

ものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を市長に返還しなければならない。

(1) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等のうち次号の適用がある養育者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第3に定める額以上であるとき。 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(2) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等のうち第9条第1項各号に掲げる児童の養育者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第4に定める額以上であるとき。 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第5に定める額以上であるとき。 前各号の規定により支給されたひとり親家庭等医療費

（平14規則39・平22規則38・平29規則42・令3規則19・一部改正）

（条例第5条の受給者証の交付申請）

第13条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）（第1号様式）に、条例第3条第1項の対象者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類

(2) ひとり親家庭等認定調書（第2号様式）

(3) 戸籍の謄本又は抄本

(4) 児童の父及び母の戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本又は抄本（養育者の場合）

(5) 世帯全員の住民票の写し

(6) 前年の所得（1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得）の状況を証する書類

(7) 養育費等に関する申告書（第2号様式の2）

(8) 条例第4条に規定する配偶者及び扶養義務者がいる場合は、その者に係る第5号及び第6号の書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、同項第2号から第8号までの書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したとき（条例第4条の規定に該当するときを除く。）は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳（第1号様式）に記載してひとり親家庭等医療費受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

4 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

5 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第4条の規定により対象者としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書（第4号様式の2。以下「支給停止通知書」という。）により通知するものとする。

（平10規則32・平14規則39・平18規則46・平20規則7・平22規則38・一部改正）

（受給者証の有効期間）

第14条 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の12月31日又は受給資格消滅日のうち早い方の日までとし、1月1日に更新する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、当該各号に規定する日を申請日とみなす。

(1) 対象者等に異動があった後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由が止んだ後15

日以内)に条例第5条第1項の申請をしたときは、異動があった日

(2) 対象者が他市町村(特別区を含む。)から転入後15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由が止んだ後15日以内)に条例第5条第1項の申請をしたときは、転入日

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条第1項の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由が止んだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなつた日

(平13規則55・全改、平14規則39・令3規則19・一部改正)

(受給者証の返還)

第15条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

第16条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失つたときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(第5号様式)により市長に受給者証を市長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失つた受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

(条例第7条の支給の方法)

第17条 条例第7条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする受給者は、病院、診療所又は薬局等に受給者証を提示し、ひとり親家庭等医療費の支払つた額について、ひとり親家庭等医療費支給申請書(第6号様式)により市長に申請しなければならない。

2 条例第7条第2項に規定する医療機関等からの請求は、ひとり親家庭等医療費明細書(医療機関等用)(第6号様式の2)により行うものとする。

3 市長は、条例第7条第2項の規定により支払額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会(以下「基金等」という。)に委託することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

(平14規則51・平24規則46—2・一部改正)

(支給決定の通知)

第18条 市長は、前条の申請等の内容を審査し、当該申請等に係る支給額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給台帳（第7号様式）に記載し、会計管理者は、前条第1項の申請にあつてはひとり親家庭等医療費振込通知書（第8号様式）により、同条第2項の請求にあつてはひとり親家庭等医療費振込通知書（医療機関等用）（第8号様式の2）により、申請者等に通知するものとする。

(平14規則51・全改、平18規則82・一部改正)

(条例第8条の規則で定める届出)

第19条 条例第8条第1項の規則で定める届出は、ひとり親家庭等医療費申請事項変更（消滅）届（第9号様式）に受給者証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）（第1号様式）に住民票、ひとり親家庭等認定調書及びひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得（未届出がある場合は未届出年すべての所得を含む。）の状況を証する書類を添えて、毎年11月1日から同月30日までに行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

(平14規則39・平18規則46・平22規則38・平24規則46—2・一部改正)

(受給者証の更新、支給停止の通知等)

第20条 市長は、前条の規定により届出を受理した場合（同条第2項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。）において、条例第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは受給者証を交付し、同項の規定により対象者としないと決定したときは支給停止通知書により通知するものとする。

2 市長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなつたと認めたときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書（第10号様式）により、当該受給者であつた者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

(平18規則46・全改)

(添付書類の省略)

第21条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

この規則は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年規則第 2 7 号）

この規則は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年規則第 3 0 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 2 4 号）

この規則は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 2 7 号）

この規則は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年規則第 1 7 号）

この規則は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年規則第 2 7 号）

この規則は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 2 4 号）

この規則は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 2 8 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成 9 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 0 年規則第 4 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年規則第 2 5 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 0 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年規則第 3 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の草加市心臓手術費等の助成に関する条例施行規則、草加市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則、草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則、草加市老人医療費の支給に関する条例施行規則及び草加市

重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成10年規則第33号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第15号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第11条第1項の規定は、平成11年7月1日から適用する。

附 則（平成12年規則第38号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第54号）

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第22号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第55号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第39号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成14年6月分以前の月分のひとり親家庭等医療費の支給制限については、なお従前の例による。

附 則（平成14年規則第51号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条から第3条までの規定による改正後の草加市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則、草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則及び草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成15年1月1日以後の医療に要した乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費（以下「乳幼児医療費等」という。）について適用し、同日前の医療に要した乳幼児医療費等については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条から第3条までの規定による改正前の草加市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則、草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則及び草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定により既に印刷された申請書等については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成15年規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第10条及び第11条の規定は、施行日以後の所得の額の計算に適用し、同日前の所得の額の計算は、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第22号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第45号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成18年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第69号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第8条第1項第3号を削る改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第82号）抄

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 6 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 20—3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 7 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後の医療に要したひとり親家庭等医療費について適用し、同日前の医療に要したひとり親家庭等医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年規則第 7 号）抄
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 38 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定により既に印刷された様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 24 年規則第 46—2 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 3 の 1 人以上の項の改正規定及び次項 平成 24 年 7 月 1 日

(2) 第 1 号様式（裏）の改正規定（「外国人は登録原票記載事項証明書」を削る部分に限る。） 平成 24 年 7 月 9 日

(3) 第 5 条第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に 1 号を加える改正規定、第 9 条第 1 項の改正規定、第 1 号様式（表）の改正規

定、同様式（裏）の改正規定（「外国人は登録原票記載事項証明書」を削る部分を除く。）、第2号様式（8）の改正規定、同様式を第2号様式（9）とする改正規定、第2号様式（7）の改正規定、同様式を第2号様式（8）とする改正規定、第2号様式（6）の改正規定、同様式を第2号様式（7）とする改正規定、第2号様式（5）の次に1様式を加える改正規定 平成24年8月1日

（経過措置）

- 2 別表第3の改正規定は、平成23年以後の所得による制限に適用することとし、平成22年以前の年の所得による制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際改正前の規定により既に印刷済みの申請書等については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成25年規則第52号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年6月以前の資格審査に係る改正後の第10条第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
- 3 平成27年7月から平成28年6月までの資格審査に係る第10条第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による

改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則（平成28年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第27号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年11月13日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際改正前の規定により既に印刷済みの申請書については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成29年規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定については、平成31年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、平成30年以後の所得による制限について適用し、平成29年以前の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則（平成30年規則第28—2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第11条の規定は、平成30年8月以後の月分の所得の額の計算について適用し、同年7月以前の所得の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成30年規則第33—4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際改正前の規定により既に印刷済みの申請書等については、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和3年規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の規定は、令和2年以後の年の所得の額の計算について適用し、令和元年以前の年の所得計算については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際改正前の規定により既に印刷済みの申請書等については、当分の間、必要な修正を行い使用することができる。

附 則 (令和4年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前の規定により既に印刷済みの様式については、当分の間、使用することができる。

別表第1 (第2条関係)

(令4規則21・一部改正)

1 次に掲げる視覚障害

ア 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの

イ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの

ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの

エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - 4 そしゃくの機能を欠くもの
 - 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 9 一上肢の全ての指を欠くもの
 - 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 11 両下肢の全ての指を欠くもの
 - 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2 (第4条関係)

(令4規則21・一部改正)

- 1 次に掲げる視覚障害
 - ア 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - イ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野

- 視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両上肢の全ての指を欠くもの
 - 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 11 疾病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった疾病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3 (第9条関係)

(平5規則27・平6規則24・平7規則17・平8規則27・平9規則24・平10規則33・平14規則39・平24規則46—2・平29規則42・一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上

	に限る。以下この表において同じ。)又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)をいう。以下同じ。)があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加算した額)
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第4 (第9条関係)

(平6規則24・平7規則17・平8規則27・平9規則24・平10規則33・一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別表第5 (第9条関係)

(平6規則24・平7規則17・平8規則27・平9規則24・平10規則33・一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円

2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(裏)

[記入上の注意]

- 1 ①の欄
「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。住所と住民登録地が違うときは、現住所を()書きで記入してください。
- 2 ②の欄
ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。
- 3 ③の欄
申請者、児童及び申請者と生計を同じくする人全員について記入してください。
- 4 ④の欄
児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。
- 5 ⑤の欄
支給される医療費の返戻先金融機関を記入してください。
- 6 ⑥の欄
「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
「国保」は国民健康保険。「組合」は組合管掌健康保険。「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険。「日保」は日雇特例被保険者。「船員」は船員保険。「共済」は国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済。「後期」は後期高齢者医療制度の略です。
- 7 ⑦の欄
事実上の婚姻関係にある配偶者も含みます。
- 8 ⑧の欄
あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父、母、子、孫等直系血縁と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 9 ⑨の欄
地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める老人扶養親族、特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その数を()内に再掲してください。
- 10 ⑩の欄
当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、籍所、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳に達した日の属する年度の末日までの児童(障害者の場合は30歳未満の者)をいいます。
- 11 この申請書に次の書類を添えてください。
 - ① あなたと児童の健康保険証
 - ② あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本(あなたが養育者であるときは、児童の父の戸籍又は除籍謄本又は抄本)
 - ③ 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の住所地の市町村長の所得証明書
 - ④ ひとり親家庭等認定調書
 - ⑤ ②の欄のひとり親家庭等となった事由について、その事実を明らかにできる書類
 - ⑥ ④に記入の場合は、障害の程度を確証できる書類
 - ⑦ 養育費等に関する申請書
 - ⑧ 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記①から⑦までの書類は必要ありません。)
- ※ この申請書を複写用とする場合は、上記①、④と⑦の書類を添えてください。
- 12 病の申告を行っていない場合は、この事業の支給を受けられません。(被扶養者となっていた場合は除きます。)
- 13 申請について、不明な点は担当の職員におたずねください。

第2号様式(1)(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ア 離婚」に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他の参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあった ときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解 消 理 由	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
草加市長 あて

住所
氏名



※ 氏名を署名したときは、押印を省略することができます。

第2号様式(2)(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「イ 死亡」に該当する場合)

死亡した児童 の父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

草加市長 あて

住所

氏名



※ 氏名を署名したときは、押印を省略することができます。

第2号様式(3)(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ウ 障害」に該当する場合)

障害の状態にある児童の父又は母の氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1身障手帳 2療育手帳 3診断書 4 その他
	手帳等の番号	
	等 級	
	発 行 者	
その他の参考事項		

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理 由) 3 現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況	1 介護状況(常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通院 月平均 回 過去1年間の入院歴 回延べ 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
草加市長 あて

住所
氏名

㊦

※ 氏名を署名したときは、押印を省略することができます。

第2号様式(4)(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「エ 生死不明」に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
草加市長 あて

住所
氏名

㊦

※ 氏名を署名したときは、押印を省略することができます。

第2号様式(5) (第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「オ 遺棄」に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童の関係	1 実父(母) 2 義父(母) 3 認知した父
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方	1 不明 2 判明 住所 電話
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有 (頻度)
仕 送 り	1 無 2 有 (1)定期的に有り(月 円) (2)時々有り (1回 円) (3) 年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有(年 月 警察署届出)
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親 3 その他()
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1 無 2 有(抹消予定 年 月 日)
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
草加市長 あて

住所
氏名

㊦

※ 氏名を署名したときは、押印を省略することができます。

第2号様式(6) (第13条関係)

㊦ ひ と り 親 家 庭 等 認 定 調 書
(申請書②の欄「カ 保護命令」に該当する場合)

保護命令の申立てをした父又は母の氏名	
保護命令を受けた者(相手)と児童の関係	1 父(母) 2 父(母)の配偶者
保護命令申立ての内容	1 退去命令 2 接近禁止命令 3 子への接近禁止命令 4 親族等への接近禁止命令 5 電話等禁止命令
保護命令決定日	年 月 日
保護命令確定日	年 月 日
保護命令の有効期間	年 月 日
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
添付書類	1 保護命令決定書の謄本及び確定証明書 2 児童扶養手当請求用確定証明書

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

草加市長 あて

住所

氏名

㊦

※氏名を署名したときは、押印を省略することができます。

第2号様式(7)(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「キ 拘禁」に該当する場合)

拘禁されている児童の 父又は母の氏名	
拘禁期間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添付書類	別添 拘禁証明書
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
草加市長 あて

住所
氏名

㊦

※ 氏名を署名したときは、押印を省略することができます。

第2号様式(8) (第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ク 未婚の女子の子」に該当する場合)

父 の 状 況	1 不明 (理由) 2 判明 氏 名 住 所 妻の有無 1 有 2 無
子供の安否を気遣う 電話、手紙等	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子どもの安否を気遣う 訪 問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕 送 り の 状 況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り(1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
生 計 の 維 持 方 法	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

草加市長 あて

住所

氏名



※ 氏名を署名したときは、押印を省略することができます。

第2号様式(9) (第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ケ 父母死亡」及び「コ その他」に該当する場合)

児童の父の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

草加市長 あて

住所

氏名



※ 氏名を署名したときは、押印を省略することができます。

第2号様式の2(第13条関係)

養育費等に関する申告書
(表)

草加市

※ 受付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

○ 前年(1月から12月までの1年間)に受け取った養育費について、裏面の記入要領に従い、受け取った月ごとに記入してください。

養育費を支払った者 _____			
受取人	母又は父 ・ 児童		
離婚した年月日など	_____ 年 _____ 月 _____ 日		
養育費として受け取った額(_____ 年分)			
1月	円	7月	円
2月	円	8月	円
3月	円	9月	円
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
小計		円	
養育費を支払った者 _____			
受取人	母又は父 ・ 児童		
離婚した年月日など	_____ 年 _____ 月 _____ 日		
養育費として受け取った額(_____ 年分)			
1月	円	7月	円
2月	円	8月	円
3月	円	9月	円
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
小計		円	
合計	母又は父	円	
	児童	円	
上記のとおり相違ありません。			
_____ 年 _____ 月 _____ 日			
氏 名 _____ ㊟			

- (注) 1 認定請求の際に本申告書を提出する場合において、前年(1月から6月までの間に請求する者
にあっては、前々年とする。)中に支給要件に該当するに至った場合は、その支給要件に該当
するに至った日以降に受け取った額を記入してください。
- 2 上記の※の欄は、市区町村担当者が記入するので、記入する必要がありません。
- 3 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

(裏)

養育費等に関する申告書の記入要領

1 この申告書の目的・趣旨

・この申告書は、前年に前夫又は前妻から養育費を受け取っているのかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。

2 養育費について

・前夫(ひとり親家庭等医療費の支給対象となっている児童の父。以下同じ。)又は前妻(ひとり親家庭等医療費の支給対象となっている児童の母。以下同じ。)から前年(1月から12月までの1年間をいいます。ただし、1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。)に、受給者(母若しくは父)又は児童が受け取った金品その他の経済的利益(以下「養育費」といいます。)がある場合には、その額を記入してください。

・養育費は、草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第11条により、ひとり親家庭等医療費の支給制度における所得となりますので、正確に申告してください。

・養育費として含まれるのは、具体的には次に定めるものです。

(1) 「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

- ① ひとり親家庭等医療費を受給している者が母親の場合には、監護している児童の父親が、ひとり親家庭等医療費を受給している者が父親の場合には、監護し、かつ生計を同じくしている児童の母が払ったものであること。
- ② ひとり親家庭等医療費を受給している者が母親の場合には、受け取った者が母親又は児童(母親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。)、ひとり親家庭等医療費を受給している者が父親の場合には、受け取った者が父親又は児童(父親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。)であること。
- ③ 父親から母親若しくは児童に支払われたもの、又は母親から父親若しくは児童に支払われたものが金銭又は有価証券(小切手、手形、株券、商品券など)であること。
- ④ 父親から母親若しくは児童へ、又は母親から父親若しくは児童への支払方法が、手渡し(代理人を介した手渡しを含みます。)、郵送、母親、父親名義又は児童名義の銀行口座への振込みであること。
- ⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係のある経費として支払われていること。

(2) したがって、次のようなものは「養育費」には含まれません。

- ① ひとり親家庭等医療費を受給している母親が監護している児童の父親以外から支払われたもの、又は父親が監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の母親以外の者から支払われたもの。
- ② 母親、父親又は児童以外の者が受け取っている場合。
- ③ 支払われたものが、不動産(土地、建物等)、動産(車、家財道具等)の場合。
- ④ 支払方法が、母親、父親又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合。
- ⑤ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合。

(注) 1 受給者が未婚の母である場合

父親が児童を認知しており、かつ、上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

2 自分の子だけではなく、他の子も養育している場合

自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

・前夫又は前妻が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入し、「養育費を支払った者」欄にその者の名前等を記入して下さい。前夫又は前妻が1人の場合には、「養育費を支払った者」欄は空欄で結構です。

・「離婚した年月日」欄には、「養育費を支払った者」欄に記載した前夫又は前妻等と離婚した年月日等、支給要件に該当するに至った年月日を記載してください。

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、医療機関等に受診した際、市が保険の自己負担分の一部を助成するための証ですので、大切に保管してください。
- 2 この制度による診療を受けるときは、必ずこの証と被保険者証等を一緒に医療機関等の窓口へ提出してください。
- 3 この制度は、現物給付対象医療機関等以外での受診は現物給付の対象となりません。現物給付対象外医療機関等の場合、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収書（又は証明書）を受け取ったあと、ひと月ごとにまとめて草加市役所に支給申請してください。
- 4 市から転出後はこの受給者証を使用できません。無効となった受給者証を使用した場合、助成した医療費の返還を求めますのでご注意ください。
- 5 学校や保育園、幼稚園の管理下におけるケガ等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担医療費制度から支給される場合の医療費は、この制度では支給できません。この場合は、受診の際この証を医療機関等に提示しないでください。
- 6 未熟児養育医療などの他の公費負担医療制度が利用できる場合はそちらを優先してください。
- 7 次の場合は必ず市に届出をしてください。届出をしないでこの受給者証を使用した場合、助成した医療費の返還を求められる場合がありますのでご注意ください。
 - (1) 転出や婚姻等で資格が喪失したとき。
 - (2) 住所、氏名、加入保険、振込口座、世帯構成等に変更があったとき。
 - (3) 生活保護もしくはそれに準ずる制度の適用を受けることになったときや、児童が施設に入所したとき。
 - (4) その他、資格登録内容に変更が生じたとき。
- 8 受給資格を喪失したときや、有効期間を経過したときは、この証を速やかに草加市に返却してください。
- 9 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関の適正受診にご理解とご協力をお願いします。

第4号様式(第13条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長

印

ひとり親家庭等医療費受給者証
交付申請却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費受給者証交付申請
については、審査の結果、次の理由で対象者と認められませんので通知します。

氏 名

理 由

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草加市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草加市を被告として(訴訟において草加市を代表する者は、草加市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式の2(第13条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長



ひとり親家庭等医療費支給停止通知書

次のとおり、ひとり親家庭等医療費の支給停止を決定しましたので通知します。

1 支給停止の理由

2 支給停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草加市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草加市を被告として(訴訟において草加市を代表する者は、草加市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第16条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証
再 交 付 申 請 書

年 月 日

草加市長 あて

住 所

氏 名



次のとおりひとり親家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

受 給 者 番 号	
受給者証交付年月日	年 月 日
再 交 付 申 請 理 由	1 紛失した 2 破いた 3 汚した 4 その他 (理由を具体的に書いてください。)

(注) 破いた又は汚した場合は、当該受給者証を添えて提出してください。

※ 氏名を署名したときは、押印を省略することができます。

第6号様式の2 (第17条関係)

(表)

ひとり親家庭等医療費明細書 (医療機関等用)											
草加市長		宛て		所在地		枚 中					
		医療機関コード		名称		代表者名		電話番号			
		1 1									
① 受給者番号 (右づめで記入)	② 受給者氏名 (カタカナ)		③ 診療				④ 保険診療 総点数(点)	⑤ 特約点数 (点)	⑥ 保険診療 一部負担金(円)	⑦ 入院時食事療養費 及び入院時生活療養費	
	⑧ 生年月日	年	月	日	入	外				日数	食数
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
⑨ 小計		件	/				/		円	円	
⑩ 合計		件	/				/		(ア) 円	(イ) 円	

(ア)+(イ)=請求額

(裏)

(記入上の注意)

- 1 この「医療費明細書」は各医療ごとに作成してください。複数枚になるときは「〇〇枚中〇」と必ず記入してください。
 - 2 各項目の記入について（機械で処理を行いますので、数字項目は必ず右づめで記入してください。）
 - ①受給者番号
受給者証を確認の上、受給者番号を記入してください。空欄には0を記入してください。
 - ②受給者氏名
各医療費の受給対象者の氏名をカタカナで記入してください。
 - ③生年月日
元号の頭文字のアルファベットを記入してから生年月日を記入してください（例：令和元年12月5日→R011205）。
 - ④診療
「年月」には診療年月を記入してください（例：令和元年9月→R0109）。「人外」は入院、外来ということです。該当する方に「1」を入れてください。「日数」には診療日数(入院であれば、入院日数)を記入してください。
 - ⑤保険診療総点数
レセプトごと、診療月ごとの点数を記入してください。(点数で記入できない場合は、10割分の金額で記入してください。)
 - ⑥他法点数
公費分点数がある場合に、再掲でその点数を記入してください。
 - ⑦保険診療一部負担金
負担割合に応じた金額を記入してください。(10円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額を記入してください。)
 - ⑧入院時食事療養費及び入院時生活療養費(ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費についてのみ記入してください。)
「食数」には食事療養費の算定食数を記入してください(入院時生活療養費の場合は記入不要です。。「標準負担額」には、本人標準負担額の1/2の金額を記入してください。現物給付では、1/2の補助となります。残りの1/2の金額は必ず受給者に請求してください。
 - ⑨小計
当該明細書の内容について、合計件数、保険診療一部負担金合計金額、食事療養標準負担額合計金額又は生活療養標準負担額合計金額を記入してください。
 - ⑩合計
当該月に請求する全明細書の内容について、総件数、保険診療一部負担金総金額、食事療養標準負担額総金額又は生活療養標準負担額総金額を記入してください。
なお、合計額は1枚目の明細書の合計欄に記入してください。
- 3 ※欄は記入しないでください。

第8号様式(第18条関係)

(表)

	郵便はがき
_____様	
 草加市役所	
埼玉県草加市高砂一丁目1番1号	

第8号様式の2(第18条関係)

(表)

郵便はがき

_____様

(裏)

<p style="text-align: center;">様 草加市会計管理者</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭等医療費振込通知書</p> <p style="text-align: center;">あなたの指定金融機関の預金口座へ振り込みましたのでお知らせします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%;">振込金額</td><td style="width: 60%;"></td><td style="width: 20%; text-align: right;">円</td></tr><tr><td>振込日</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">振込先</td><td>金融機関</td><td></td></tr><tr><td>口座番号</td><td></td></tr></table>	振込金額		円	振込日	年 月 日		振込先	金融機関		口座番号		<p>お願い</p> <ol style="list-style-type: none">1 ひとり親家庭等医療費の振込みは、ひとり親家庭等医療費明細書(医療機関等用)及び請求書を提出していただいてから、約1月後になります。2 住所、代表者、振込先金融機関等に変更があった場合は、必ずお知らせください。 <p>毎月の送付について</p> <ol style="list-style-type: none">1 ひとり親家庭等医療費明細書(医療機関等用)は、正確に記入してください。記入の際、不明な点がありましたら、担当課まで御連絡ください。2 ひとり親家庭等医療費明細書(医療機関等用)及び請求書の提出日は、診療月の翌月20日までになります。期日を過ぎますと、振込みが遅くなりますので、御注意ください。3 ひとり親家庭等医療費明細書(医療機関等用)、請求書及び返信用封筒の残りが少なくなりましたら、お送りいたしますので、お気軽に御連絡ください。
振込金額		円										
振込日	年 月 日											
振込先	金融機関											
	口座番号											

第9号様式（第19条関係）

㊸ ひとり親家庭等医療費申請事項変更（消滅）届

年 月 日

草加市長 あて

住所
届出者 氏名 ㊹
電話・FAX

（氏名を署名したときは、押印を省略できます。）

次のとおり、ひとり親家庭等医療費の 申請事項が変更 したので届け出ます。
支給資格が消滅

受給者番号						
変更の場合	加入医療保険	被保険者氏名	□届出者と同じ（記入不要）			
		記号・番号	記号		番号	
		保険者番号				
		保険の名称				
		資格取得日	年 月 日			
	振込口座	金融機関名		支店名		
		口座番号	普通			
		名義人	（カタカナで記入）			
	住所・氏名 その他	住所				
		氏名	□届出者と同じ（記入不要）		（旧氏名）	
□ 受給者 □ 対象児童		変更理由				
その他		変更内容を具体的に記入してください。				
変更年月日	年 月 日					
□消滅・□減員の場合	減員の場合	対象者氏名				
	消滅・減員の理由	1 他の市町村に転出 （転出先： ） 2 生活保護等受給 3 死亡 4 ひとり親家庭等でなくなった （具体的理由： ） 5 その他（ ）				
	消滅・減員年月日	年 月 日				

変更の場合、変更箇所のみ記入してください。

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長



ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書

次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格が消滅しましたので、通知します。

1 消 滅 者 氏 名

2 消 滅 し た 年 月 日 年 月 日

3 消 滅 し た 理 由

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草加市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草加市を被告として(訴訟において草加市を代表する者は、草加市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第1号様式（第13条・第19条関係）

（令4規則32・全改）

第2号様式（1）（第13条関係）

（平13規則55・平14規則51・一部改正）

第2号様式（2）（第13条関係）

（平13規則55・平14規則51・一部改正）

第2号様式（3）（第13条関係）

（平13規則55・平14規則51・令3規則19・一部改正）

第2号様式（4）（第13条関係）

（平13規則55・平14規則51・一部改正）

第2号様式（5）（第13条関係）

（平13規則55・平14規則51・一部改正）

第2号様式（6）（第13条関係）

（平24規則46—2・追加）

第2号様式（7）（第13条関係）

（平13規則55・平14規則51・一部改正、平24規則46—2・旧第2号
様式（6）・一部改正）

第2号様式（8）（第13条関係）

（平10規則33・平13規則55・平14規則51・一部改正、平24規則4
6—2・旧第2号様式（7）・一部改正）

第2号様式（9）（第13条関係）

（平10規則33・平13規則55・平14規則51・一部改正、平24規則4
6—2・旧第2号様式（8）・一部改正）

第2号様式の2（第13条関係）

（平30規則33—4・全改）

第3号様式（第13条関係）

（令4規則32・全改）

第4号様式（第13条関係）

（平17規則22・平28規則16・令3規則19・一部改正）

第4号様式の2（第13条関係）

(平18規則46・追加、平28規則16・令3規則19・一部改正)

第5号様式(第16条関係)

(平13規則55・平14規則51・平24規則46—2・一部改正)

第6号様式(第17条関係)

(平13規則55・全改、平14規則51・平18規則55・平18規則69・
平19規則20—3・平24規則46—2・平29規則27・令3規則19・一
部改正)

第6号様式の2(第17条関係)

(令4規則32・全改)

第7号様式(第18条関係)

第8号様式(第18条関係)

(平12規則38・全改、平14規則51・平18規則82・平24規則46—
2・平25規則52・一部改正)

第8号様式の2(第18条関係)

(平14規則51・追加、平18規則82・平24規則46—2・一部改正)

第9号様式(第19条関係)

(平29規則27・全改)

第10号様式(第20条関係)

(平17規則22・平28規則16・令3規則19・一部改正)